

富田林市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 民間事業者等が、図書館で配架する雑誌の購入費を負担し、当該雑誌に広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、図書館雑誌コーナーの充実を図るとともに、地域経済の活性化に寄与する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 前号に規定する雑誌購入費を負担する民間事業者等をいう。

(雑誌スポンサー等の対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象者は、企業、商店、団体、個人の事業者及びその他の館長が適当と認めるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治団体、宗教団体等やこれに類するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦若しくは支持する者又は反対する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において、第2条各号の適用を受ける業種及び類似するものを営む者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業及び類似するものを営む者
- (6) たばこ販売及びたばこに係るものを営む者
- (7) 賭博又はギャンブルに係る者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 富田林市市税（法人市民税・固定資産税都市計画税等）の滞納がある

者

(11) 前各号に掲げる者のほか、雑誌掲載を行うことについて図書館長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令、条例、規則等に違反し、又は抵触するおそれのある広告

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある広告

(3) 政治、社会、宗教等に関する主張、勧誘、批判等の意見広告

(4) 個人又は団体の名刺広告

(5) 暴力団及び反社会的勢力の利益になるおそれがある広告

(6) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦若しくは支持する広告又は反対する広告

(7) 他者を誹謗及び中傷する内容を含む広告

(8) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのある広告

(9) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある広告

(10) 個人又は団体の人格に係るものを目的とした広告

(11) 図書館を利用する者に不快の念を与えるおそれがある広告

(12) 青少年保護及び健全育成の観点から不適切な広告

(13) 前各号に掲げるもののほか、雑誌掲載を行うことについて図書館長が適当でないと認める広告

（雑誌スポンサーの申込み及び決定）

第4条 雑誌スポンサーになろうとする者（以下「申込者」という。）は、図書館が作成した「雑誌リスト」に掲載されている雑誌の中から希望する雑誌を選択し、富田林市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を図書館に提出する。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申請の順序により審査を行うものとする。

2 前項の申込みを受けた図書館は、速やかに申請内容等を審査し、適正と認めるときは、申請者が雑誌スポンサーとなることを決定し、富田林市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 前条第2項の決定を受けた雑誌スポンサー（以下「事業者」という。）は、決定を受けた雑誌の購入費用を全額負担し、当該雑誌の納入業者に一括先払いにより直接支払うものとする。

2 事業者は、支払済の当該雑誌の購入費用の返還を求めることはできないものとする。

3 値上がり等により当該雑誌の購入費用が変更となった場合は、事業者と雑誌

納入業者との間で協議を行うものとする。

(広告の表示)

第6条 事業者は、当該雑誌の最新号表紙、当該雑誌を配置する書架及び図書館のホームページに事業者の名（企業名、屋号等を含む。）を表示することができる。ただし、表示の大きさ及び位置等は、図書館長が決定する。

2 事業者は、当該雑誌の最新号裏面に広告を表示することができる。この場合において、広告は、片面印刷かつ最新号裏面に収まるサイズとし、広告内容の変更は月1回までとする。

(事業者となる期間及び広告掲出期間)

第7条 事業者となることができる期間は、第4条第2項の規定による事業者として決定された日の属する月又はその月の翌月から当該年度の3月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の2か月前までに、図書館長又は事業者いずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に次年度も更新するものとし、その後も同様とする。

3 広告の掲出期間は、1年間又は雑誌保存期間のうちいずれか短い期間とする。ただし、図書館長が認めるときは、この限りでない。

(広告の修正、削除等)

第8条 図書館長は、掲載しようとする広告の具体的な内容を判断し、修正、削除等が必要な場合は、事業者に求めることができるものとする。この場合において、事業者は、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告内容の修正、削除に応じなければならない。

2 図書館長は、事業者が第3条に規定する事項に該当することが明らかになった場合は、広告掲出後であっても広告物の撤去を行う。この場合において、事業者は異議を述べることができない。

(広告に係る責任)

第9条 掲載広告についての一切の責任は、事業者が負うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。